

手賀地区社会福祉協議会

規 約 & 組 織 図

手 賀 地 区 社 会 福 祉 協 議 会 規 約

(名称及び所在地)

第1条 この会は、手賀地区社会福祉協議会(以下「本会」という)と呼び事務局を柏市柳戸511-11 手賀近隣センター内に置く。

第2条 本会は柏市手賀地域ふるさと協議会の下部組織の「保健福祉部」となる。

(地区)

第3条 本会の区域は、手賀地区(布瀬・手賀・片山・柳戸・泉・金山・若白毛・鷺野谷・岩井)を持って組織する。

(目的)

第4条 本会は、この地区内の住民が相互協力して地域の社会福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 地区内福祉のための啓蒙啓発及び調査研究
- (2) 地区内福祉需要の発見把握
- (3) 地区内福祉のための相互扶助活動や、ボランティア活動などの連絡調整
- (4) 地区内福祉事業の企画・立案・実施
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業に関すること

(組織及び任期)

第6条

本会は「柏市手賀地域ふるさと協議会の保健福祉部」の組織体となる。

次に掲げる委嘱区分の中から選任した委員をもって組織し、任期は3年とする。

ただし、補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 区長 | (2) 民生委員 |
| (3) 青少年相談員 | (4) 福祉委員 |
| (5) 老人クラブ | (6) 健康づくり推進員 |
| (7) 行政機関(現、元) | (8) 福祉施設 |
| (9) 教育機関 | (10) 医療施設 |
| (11) 福祉活動経験者 | |

2 委員は(柏市手賀地区社会福祉協議会会長)が委嘱する。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|---------|---------|---------|------------------|
| (1) 会 長 | 1 名 | (2) 副会長 | 複数名 |
| (3) 会 計 | 1 名～2 名 | (4) 書 記 | 1 名 |
| (5) 監 事 | 1 名～2 名 | (6) 理 事 | 各区長及び各区の福祉委員 1 名 |

2 役員は委員の互選により選出する。

3 役員の任期は、3年とし再任は妨げない。

4 補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

5 理事は、各地区の福祉委員の代表者とする。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表しその運営にあたる。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは代理する。

3 会計は、本会の会計事務を処理する。

- 4 書記は、本会の記録にあたる。
- 5 監事は、会務の執行及び会計を監査する
(会議)

第9条 本会の会議は、役員会及び総会とする。

- 2 総会は年2回以上とし、会長が招集する。
- 3 委員の3分の1以上から要請があるときは、これを召集する。
- 4 役員会は必要に応じて、会長が召集する。
- 5 会議の議長は、原則として会長があたる。

(議決の方法)

第10条 総会及び役員会は定数の過半数の出席により成立し、その過半数をもって決する。可否同数の時は、議長の決することによる。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事項
- (2) 役員の選任に関する事項
- (3) 事業計画及び予算に関する事項
- (4) 事業報告及び決算に関する事項
- (5) その他の重要事項

(役員会)

第12条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 本会の事業運営に関する事項
- (3) 総会の議決で委任された事項
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(部会)

第13条 本会に、部会を置くことができる。

(福祉委員)

第14条 本会にきめ細かな福祉を展開する為に福祉委員を置くことができる。
ただし、任期は3年とし再任は妨げない。

- 2 福祉委員は手賀地区社会福祉協議会会長が委嘱する。

(秘密の保持)

第15条 委員及び福祉委員は、活動上知り得た秘密をもらしてはならない

(庶務)

第16条 本会の庶務は、手賀地区社会福祉協議会事務局に於いて処理する。

(経理)

第17条 本会の経費は、事業収入、補助金、助成金、寄付金等をもってあてる。

(会計)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別定める。

附則

この規約は、平成12年8月12日に公布し平成12年8月12日から摘要する。

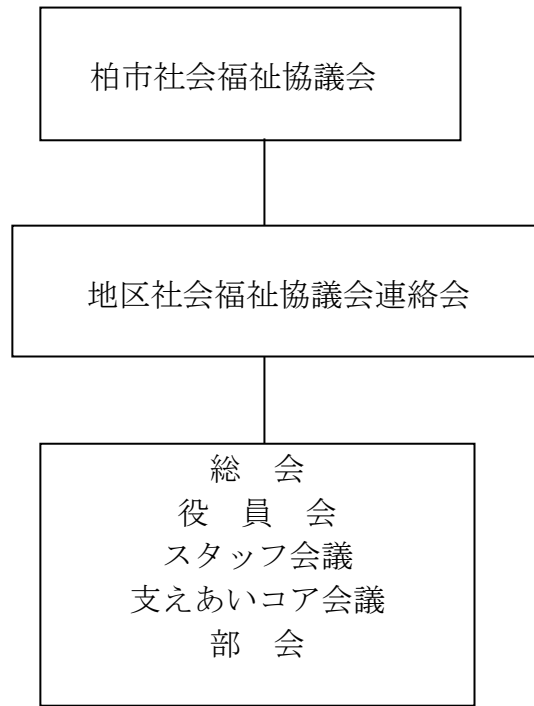
この規約は、平成12年10月14日に一部を改正し施行する。

この規約は、平成19年4月7日より施行する。

この規約は、平成28年4月28日に一部を改正し施行する。

この規約は、平成30年4月21日に一部を改正し施行する。
この規約は令和5年4月22日に一部を改正し施行する。

柏市社会福祉協議会活動推進組織図



役 割	機 能
・問題や要望を整理する ・問題や要望の話し合いをする ・問題や要望に応えるための 行事やサービスを企画・実施する ・問題を解決する	・問題を明らかにする ・問題を知らせる ・参加を求める ・関係者を組織する

柏市手賀地区社会福祉協議会慶弔金規約

第1条（慶弔金の適用範囲及び慶弔金）

柏市手賀地区社会福祉協議会規約第7条に掲げる役員（以下役員という。）に次の各号に掲げる慶弔があつた場合は、それぞれ当該各号に定める慶弔金を贈ることとする。

- （1）本人が結婚する場合・・・・・・・・・・1万円
- （2）本人または、配偶者が出産した場合・・・・・・・・5千円
- （3）本人または、配偶者が死亡した場合・・・・・・・・1万円
- （4）本人が病院に治療等のため7日以上入院した場合・・5千円
- （5）本人の両親、子及び同居義父母が死亡した場合・・・・5千円

第2条（禁止事項）

この規定により慶弔金を贈られた役員は、一切の返礼を行わないこととする。

第3条（協議事項）

前各条に定めのない事項については、そのつど役員で協議し、定めるものとする。

（附則）

この規定は、令和5年4月22日から施行する。